

「(仮称)モノレール沿線まちづくり構想(素案)」に対する
パブリックコメントを実施します。

東大和市、武蔵村山市、瑞穂町の2市1町は、共同で「(仮称)モノレール沿線まちづくり構想」の策定を進めています。このたび、素案をとりまとめましたので、お知らせするとともに、みなさんから広く意見をいただくため、2市1町が共同でパブリックコメントを実施します。

東大和市の意見提出方法は次のとおりです。

1 「(仮称)モノレール沿線まちづくり構想」策定の目的

モノレール延伸後を見据え、地域の持つポテンシャルを最大限発揮するためのまちづくりの方向性を明らかにすることを目的として、東大和市、武蔵村山市、瑞穂町の2市1町の共同で「モノレール沿線まちづくり構想」を策定します。

2 素案の名称

(仮称)モノレール沿線まちづくり構想(素案)

3 素案の概要

本構想では、下記の手順でまちづくりの方向性を検討しています。

- ①モノレールの特性とまちづくりで検討すべき視点・・・交通・くらし・交流の視点
- ②沿線の問題点・ポテンシャルの整理
- ③取り組むべき課題の設定・・・交通便利性の向上、良好な住環境の形成、活発な交流の実現
- ④課題解決に向けた対応方針
- ⑤対応方針を踏まえた施策の方向性
- ⑥施策の実施時期
- ⑦施策の展開

4 意見を提出できる方

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事業所等を有する法人等
- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人
- (6) 当該施策に利害関係があると認められる個人
- (7) 当該施策に利害関係があると認められる法人等

5 意見の提出期間

平成30年10月16日(火)から11月14日(水)まで(消印有効)

※期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントとしての意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

6 素案の閲覧方法

(1) 東大和市公式ホームページ

(2) 文書閲覧 都市建設部都市計画課（東大和市役所2階2番窓口）

※武蔵村山市、瑞穂町の公式ホームページでも閲覧が可能です。

武蔵村山市、瑞穂町の文書閲覧については、各市町にご確認ください。

7 意見の提出先、方法及び提出様式等

(1) 提出先

都市建設部 都市計画課

寄せられた意見は2市1町で共有し、意見の概要及び意見に対する考え方を2市1町が共同で公表します。

同じ意見を各市町に提出する必要はありません。

(2) 提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

- ・ 書面の持参 都市建設部都市計画課（東大和市役所2階2番窓口）
- ・ 郵送 〒207-8585 東大和市中心3-930 東大和市都市建設部都市計画課宛て
- ・ FAX 042-563-5930
- ・ 電子メール toshikeikaku@city.higashiyamato.lg.jp

※武蔵村山市、瑞穂町の提出方法、提出先は各市町のホームページ等でご確認ください。

(3) 提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しておりますので、適宜ご利用ください。

なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

ア 市内在住の個人 住所及び氏名

イ 市内に事業所等を有する個人 事業所等の名称、所在地及び氏名

ウ 市内に事業所等を有する法人等 事業所等の名称、所在地、団体名及び代表者氏名

エ 市内在勤の個人 勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名

オ 市内在学の個人 在学する学校の名称、所在地及び氏名

カ 当該施策に利害関係があると認められる個人 利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名

キ 当該施策に利害関係があると認められる法人等 利害関係を有することが明らかにできる事項、所在地、団体名及び代表者氏名

※上記事項を明記していない意見については、パブリックコメントとしての意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

8 提出された意見等を公表する時期

寄せられた意見の概要や意見に対する2市1町の考え方は、平成30年12月中旬を目途に2市1町がそれぞれの公式ホームページで公表する予定です。なお、公表にあたっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

9 注意事項

- ・ 電話及び窓口での口頭による意見はお受けできません。
- ・ 意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご承知おきください。